



令和 8 年 度

# 十日町市 中小企業向け制度融資のご案内

十日町市では、中小企業者の皆さまが経営基盤強化や経営の健全化に必要な資金を有利な条件で資金調達できるよう、下記種制度融資をご用意しています。

## ● 制度融資の利点

- ① 低金利・固定金利……長期返済でも安心してお使いいただけます。
- ② 多数の制度をご用意……様々な状況、ニーズに対応できます。

## ③ 信用保証料の補給

新潟県信用保証協会に支払う信用保証料を、市が半額補給します。(信用保証付融資を利用する場合のみ。)

※新潟県信用保証協会は、中小企業の資金調達を容易にするために、法律に基づいて設立された公的機関です。

※一部の資金で取り扱いが異なります。

## ④ 利子補給金の交付

借入残高の1%を利子補給金として交付する制度があります。(一部資金のみ。)

## ● 融資の申込みについて

- ・金融機関と市産業政策課で審査を行うため、ご利用希望の際はできるだけお早めにご相談ください。事前相談、お申込みは取扱金融機関で受付けています。
- ・保証人や担保については、取扱金融機関とご相談ください。
- ・申請書類は取扱金融機関及び市産業政策課にあります。

## ● 取扱金融機関

第四北越銀行、大光銀行、新潟県信用組合及び魚沼農業協同組合の市内各支店（第四北越銀行津南支店、魚沼農業協同組合本店を含む）

### <お問合わせ先>

十日町市役所 産業観光部 産業政策課  
〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地  
TEL:025-757-3139 FAX:025-752-4635  
E-mail [t-sangyo@city.tokamachi.lg.jp](mailto:t-sangyo@city.tokamachi.lg.jp)



## ● 信用保証料補給について

新潟県信用保証協会の信用保証制度を利用する際には「信用保証料」が別途必要です。以下のとおり信用保証料を市が補給しています。市が補給する金額を差し引いた金額を、新潟県信用保証協会にお支払いいただくこととなります。(一部の資金で申請及び補給方法が異なりますので、市にご確認ください。)

制度名	貸付額	補給割合
十日町市新規創業支援資金	2,500万円以下	50%
十日町市地方産業育成資金	1,000万円以下	
十日町市中小企業振興資金	1,000万円以下	
十日町市経済景気対策特別資金	2,000万円以下	
十日町市小売商業等近代化資金	3,000万円以下	
十日町市企業設置資金	5,000万円以下(5000万円超の場合は、5,000万円相当分)	
十日町市企業投資資金	5,000万円以下(5000万円超の場合は、5,000万円相当分)	
商工貯蓄共済融資 (幹旋融資制度、小口融資制度)	2,000万円以下	
新潟県セーフティネット資金		
○経営支援枠		
第1項—セーフティネット保証5号対応要件	5,000万円以下	
第4項—自然災害要件	3,000万円以下	
第7項—米国関税対策要件	3,000万円以下	
第8項—米価高騰対策要件	3,000万円以下	
新潟県小規模企業支援資金	2,000万円以下	
新潟県事業承継資金	5,000万円以下	

※新潟県信用保証協会及び信用保証制度については下記にお問い合わせください。

新潟県信用保証協会長岡支店 TEL:0258-35-5714

## ● 利子補給金の交付について

「企業設置資金」、「企業投資資金」をご利用の方に、借入年度を初年度として、年度末借入残高の1%を限度に、3年間（企業設置資金は5年間）交付します。申請時期が到来した際に、市産業政策課から手続きのご案内をします。

## ● 納税証明書の取得に関するご案内

制度融資のお申込みには、市税の納税証明書が必要です。市税を納付された記録は納付をされてから最速でも4営業日を経過しないとシステムで確認できません(口座振替も含む)。市外の金融機関で納付された場合、確認できるまでにさらに日数を要します。システムで確認できる前に納税証明書の取得を希望される場合、市税の領収証書又は口座振替の記録を記帳した通帳をお持ちの上、市役所又は各支所窓口へお越しいただく必要があります。詳しいは当市税務課管理収納係 ([TEL:025-757-3113](tel:025-757-3113) (直通))へお問い合わせください。

# 制度融資一覧

制度名	融資対象者（※○の条件すべてに該当すること）	資金使途	貸付期間	融資限度額	貸付利率	信用保証料	利子補給	併用不可資金等	備考	
新規創業支援資金	○市内で事業を営もうとする「創業者」（下記のいずれかに該当すること）であること ・事業を営んでいない個人が、1月以内に新たな事業を行う計画を有するもの。 ・事業を営んでいない個人が、新たな事業を開始し、当該開始の日以後5年を経過していないもの。 ・事業を営んでいない個人が、2月以内に新たな会社を設立し、当該会社により事業を開始する具体的計画を有するもの。 ・事業を営んでいない個人により設立された会社で、その設立の日以後5年を経過しないもの。 ・会社が新たに設立した会社で、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。 ・会社が新たに設立した会社で、その設立の日以後5年を経過していないもの。 ・個人事業主が法人成りした場合で、事業を開始した日以後5年を経過していないもの。	運転資金	7年以内 (据置1年以内)	2,500万円以内	○固定型金利（信保付） 7年以内…1.85% 7年超10年以内…2.05% ○固定型金利（その他） 7年以内…2.35% 7年超10年以内…2.55% ○変動型金利…取扱い金融機関の短期プライムレートに準じた率			新規創業支援資金 当該資金は1事業者当たり1回の利用に限ります。		
		設備資金	10年以内 (据置2年以内)							
		運転・設備 資金併用	7年以内 (据置1年以内)							
地方産業育成資金	○市内に住所又は事業所を有する方 ○同一事業を1年以上営んでいる方	運転資金	5年以内 (据置6か月以内)	1,000万円以内	○信用保証付 責任共有制度対象外…2.10% 責任共有制度対象…2.30% ○その他…2.60%			地方産業育成資金 既金額の残額と合わせて、限度額内1,000万円であれば2本目の借入れができます。		
		設備資金	7年以内 (据置6か月以内)							
中小企業振興資金	○市内に工場又は店舗を有する方 ○同一事業を6か月以上営んでいる方	運転資金	7年以内 (据置6か月以内)	1,000万円以内	○固定型金利（信保付）…2.15% ○固定型金利（その他）…2.65% ○変動型金利…取扱い金融機関の短期プライムレートに準じた率			中小企業振興資金 当該資金の債務を完済していない場合は、再融資を受けることができません。貸付実行日までに完済してください。		
		設備資金								
小売商業等 近代化資金	○小売業又はサービス業を営む方 ○資本金1,000万円以下、又は従業員50人以下の中小企業 ○市内に住所及び店舗を有する方 ○同一事業を1年以上営んでいる方	設備資金	10年以内 (据置1年以内)	3,000万円以内 (対象経費が500万円以上で、 そのうち80%以内の額)	○固定型金利（信保付）…1.90% ○固定型金利（その他）…2.40% ○変動型金利…取扱い金融機関の短期プライムレートに準じた率	50%補給	—	小売商業等近代化資金 中小企業振興資金（設備資金） 産業育成資金（設備資金） 当該資金の債務を完済していない場合は、融資を受けることができません。貸付実行日までに完済してください。	融資対象物も以下 ・店舗の新築、改築 ・賃貸店舗の敷金又は保証金 ・店舗に付帯する設備	
経済景気対策 特別資金	○市内に事業所を有し、3年以上継続して同一事業を営んでいる方 ○不況の影響により、下記のいずれかに該当する方 ・直近3か月の売上（生産）高が、前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方 ・直近1か月の売上原価の20%以上を占める主要原材料等の仕入価格が前年又は前々年の同月と比較して20%以上上昇しており、かつ、直近3か月間の平均売上高に占める主要原材料等の平均仕入価格の割合が前年又は前々年の同期と比較して上回っている方。 ・直近3か月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方。	運転資金	7年以内 (据置2年以内)	2,000万円以内	○固定型金利（信保付）…1.80% ○固定型金利（その他）…2.30% ○変動型金利…取扱い金融機関の短期プライムレートに準じた率				経済景気対策特別資金 当該資金の債務を完済していない場合は、再融資を受けることができません。貸付実行日までに完済してください。	
企業設置資金	市企業設置奨励条例により「奨励企業」の指定を受けた企業	設備資金	10年以内 (据置1年以内)	1億5,000万円 (市長特認2億円) ※100万円単位	○信用保証付…1.35% ○その他…1.55%				年度末残高の1%を 限度に、5年間補給	<備考> 企業設置奨励条例については、市産業政策課へご相談ください。
企業投資資金	市企業投資促進条例により「支援企業」の指定を受けた企業	設備資金	10年以内 (据置1年以内)	1億5,000万円 (市長特認2億円) ※100万円単位	○信用保証付…1.35% ○その他…1.55%		年度末残高の1%を 限度に、5年間補給	<備考> 企業投資促進条例については、市産業政策課へご相談ください。		

※上記は概要版です。詳細につきましては、十日町市 産業政策課（025-757-3139）までお問い合わせください。

※設備資金については、市内に設置する設備に限ります。

※すべての資金において、風俗営業等を営む方を除き、市税を完納している方に限ります。